

## 措置状況報告書

監査の名称：平成 29 年度 定期監査

部 局 名：商工労働観光部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p><b>【観光課】</b></p> <p><b>(1) 備品等の管理事務について</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 備品の管理が適切でないもの</li></ul> <p>大分市物品取扱規則の規定では、物品管理者である課の長は、物品を処分したときは、直ちに会計管理者に通知しなければならないとされ、会計管理者は、当該通知を受けたときは、関係帳簿を整理しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、既に廃棄された備品について、会計管理者あてに物品処分の通知をしておらず、そのまま備品台帳に登録されているものが見受けられた。</p> <p>今後は、規則に従い備品の適切な管理をされたい。</p>	<p>指摘を受けた備品について、会計管理者あてに物品処分の通知をいたしました。</p> <p>今後は、規則に従い備品の適切な管理に努めます。</p>	

## 措置状況報告書

監査の名称：平成 29 年度 定期監査

部 局 名：下水道部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p><b>【下水道施設課】</b></p> <p><b>(2) 公共下水道占用料等の徴収事務について</b></p> <p>ア 公共下水道占用許可事務が適正でないもの</p> <p>大分市公共下水道条例の規定では、公共下水道の敷地又は排水施設に物件を設けて占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとされており、その占用料の算定については敷地又は暗渠に係る占用料と開渠に係る占用料がそれぞれ定められている。</p> <p>しかしながら、公共下水道の排水施設ではなく法定外公共物の開渠に設けた占用物件について、大分市公共下水道条例に基づき占用の許可を行い、占用料を算定しているものや、敷地又は暗渠に係る占用料及び開渠に係る占用料の区分や種類を誤って算定しているものなど条例の規定によらず占用料を算定しているものが見受けられた。</p> <p>今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。</p> <p>イ 法定外公共物の占用料減免手続に不備があるもの</p> <p>大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例の規定では、市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、占用料等を減免することができる」とされている。</p> <p>しかしながら、法定外公共物の河川等に係る占用料については審査基準等が無く、占用料の減免に当たってはその都度市長決裁が必要であるにもかかわらず、課長専決としていた。</p> <p>今後、法定外公共物の占用料の減免に当たっては、条例等に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>ア ご指摘のとおり、「公共下水道」と「法定外公共物」、「敷地又は暗渠」と「開渠」の区別を混同する等、適正な事務処理がされていないものがありました。</p> <p>現在では、受付時には下水道台帳システム及び法定外公共物管理システムの確認（占用場所と水路種別の照合）を徹底し、決裁時には台帳システムの写し及び料金表の写しを添付したうえで、複数人でのチェック体制を図る等、再発防止に努めております。</p> <p>イ 条例では、河川等に係る占用料の料金表の中に給水管や排水管等が含まれていないため、道路に係る占用料の審査基準等に倣い、許可及び免除（料金は発生しないものと判断）をしていましたが、本来は市長決裁が必要でした。</p> <p>今後、法定外公共物の河川等に係る占用料の減免に該当する申請があった場合には、市長決裁を受けることといたします。</p>	